

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>1 地域再生計画の名称 植木町再生計画～人に活力、まちに魅力、未来に発展するうえき～</p> <p>2 地域再生計画の作成主体の名称 <u>熊本市</u></p> <p>3 地域再生計画の区域 <u>熊本市の区域の一部（旧植木町）</u></p> <p>4 地域再生計画の目標 <u>合併により熊本市となった旧植木町（以下、「植木町」という。）は、県都熊本市のベッドタウンとして発展を続け、平成16年度末の人口は、31,366人で、合併前は、熊本県第2位の人口規模（市を除く）であった。</u> <u>また、面積は約65.8km²（東西約8km、南北約15km）であり、古くから藩公参勤交代の道筋として宿駅がおかれるなど、陸路交通の要衝の地として、南北朝の昔から明治10年（1877年）の西南戦争に至るまで要害の地としても重要な役割を果たしてきた。</u> <u>近年、人口の増加や各種産業の発展に伴い、一般家庭や事業所等から発生する汚水量も増加し、公共用水域の水質汚濁が著しいものとなっている。</u></p>	<p>1 地域再生計画の名称 植木町再生計画～人に活力、まちに魅力、未来に発展するうえき～</p> <p>2 地域再生計画の作成主体の名称 <u>熊本県鹿本郡植木町</u></p> <p>3 地域再生計画の区域 <u>熊本県鹿本郡植木町の全域</u></p> <p>4 地域再生計画の目標 <u>植木町は、県都熊本市に隣接することから、そのベッドタウンとして発展を続け、町としては熊本県第2位の人口規模となっている。</u> <u>平成16年度末の人口が31,366人、町域面積は約65.8km²（東西約8km、南北約15km）であり、古くから藩公参勤交代の道筋として宿駅がおかれるなど、陸路交通の要衝の地として、南北朝の昔から明治10年（1877年）の西南戦争に至るまで要害の地としても重要な役割を果たしてきた。</u> <u>近年、人口の増加や各種産業の発展に伴い、一般家庭や事業所等から発生する汚水量も増加し、公共用水域の水質汚濁が著しいものとなっている。</u></p>

植木町の汚水処理事業は、平成5年度に農業集落排水事業がスタートし、平成9年度からその一部の供用を開始した。また、公共下水道事業は、平成15年度に事業着手し、平成19年度末供用開始予定である。集合処理事業の計画区域外の地域、集合処理事業の整備に時間を要する地域においては浄化槽整備事業の促進を行っている。

植木町中心市街地は、区画整理事業の実施もあって住宅の建設が増加してきているが、排水先が無く、家庭からの雑排水は水路や地下浸透に頼っている。また、植木町東部の仁連塔地区は、地区内や中心市街地から排出される家庭からの雑排水が当該地区に存在する溜め池に流入するため、生活環境の悪化が懸念され、汚水処理対策が急務となっている。

本計画では、植木町中心部における小水路流域の改善と住環境の回復による安全、快適な都市環境の復元、さらには、下流域の小河川の水質向上を目指すものである。

また、植木町の主産業は水との係わりの深い農業であり、農業用水の水質向上により、農産物の品質確保につなげ、米、野菜、果樹のブランド定着を図ることへと、事業効果は幅広く拡大していくことが期待される。

(目標1) 植木町芦原に位置する環境基準点における基準の達成

(目標2) 汚水処理施設整備率の達成 (H16 末実績 49.3%→H22 末目標 59.0%)

(目標3) ブランド米出荷量の拡大

(農業産出額に占めるブランド米の産出割合 H15 末実績 7.5%、→H22 末

植木町の汚水処理事業は、平成5年度に農業集落排水事業がスタートし、平成9年度からその一部の供用を開始した。また、公共下水道事業は、平成15年度に事業着手し、平成19年度末供用開始予定である。集合処理事業の計画区域外の地域、集合処理事業の整備に時間を要する地域においては浄化槽整備事業の促進を行っている。

当町中心市街地は、区画整理事業の実施もあって住宅の建設が増加してきているが、排水先が無く、家庭からの雑排水は水路や地下浸透に頼っている。また、東部の仁連塔地区は、地区内や中心市街地から排出される家庭からの雑排水が当該地区に存在する溜め池に流入するため、生活環境の悪化が懸念され、汚水処理対策が急務となっている。

本計画では、町中心部における小水路流域の改善と住環境の回復による安全、快適な都市環境の復元、さらには、下流域の小河川の水質向上を目指すものである。

また、本町の主産業は水との係わりの深い農業であり、農業用水の水質向上により、農産物の品質確保につなげ、米、野菜、果樹のブランド定着を図ることへと、事業効果は幅広く拡大していくことが期待される。

(目標1) 植木町芦原に位置する環境基準点における基準の達成

(目標2) 汚水処理施設整備率の達成 (H16 末実績 49.3%→H22 末目標 59.0%)

(目標3) ブランド米出荷量の拡大

(農業産出額に占めるブランド米の産出割合 H15 末実績 7.5%、→H22 末

目標 9.5%)

5 目標を達成するために必要な事業

5-1 全体の概要

植木町は、平成 15 年度に公共下水道事業に新規着手し、現在、平成 19 年度末下水道供用開始に向け事業推進を図っている。

また、植木町における浄化槽の整備は、平成元年度より、浄化槽設置者に対し、費用の一部を補助しており、公共下水道区域で下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項の認可を受けていない処理区及び農業集落排水事業実施地区以外の区域が対象で、平成 16 年度までに計 2,472 基に補助を実施している。

このように、公共下水道と浄化槽の効率的な整備によって、生活環境の改善及び公共用水域の水質の保全を図る。

また、植木町内小・中学校各 1 校で、「子どもエコクラブ」の活動を通じて、河川環境保護、水資源の有効活用等、環境教育を実践し、自然の恵み豊かな「うきまち」を次世代に残す活動を行う。

さらに、汚水処理を推進することにより水質向上が図られ、より高品質の農作物の生産が可能となる。このことから、町の主要品目である米のブランド化を行うことにより、ブランド米の町全体の農業産出額に占める割合が増加することとなる。

5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金

目標 9.5%)

5 目標を達成するために必要な事業

5-1 全体の概要

植木町は、平成 15 年度に公共下水道事業に新規着手し、現在、平成 19 年度末下水道供用開始に向け事業推進を図っている。

また、植木町における浄化槽の整備は、平成元年度より、浄化槽設置者に対し、費用の一部を補助しており、公共下水道区域で下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項の認可を受けていない処理区及び農業集落排水事業実施地区以外の区域が対象で、平成 16 年度までに計 2,472 基に補助を実施している。

このように、公共下水道と浄化槽の効率的な整備によって、生活環境の改善及び公共用水域の水質の保全を図る。

また、町内小・中学校各 1 校で、「子どもエコクラブ」の活動を通じて、河川環境保護、水資源の有効活用等、環境教育を実践し、自然の恵み豊かな「うきまち」を次世代に残す活動を行う。

さらに、汚水処理を推進することにより水質向上が図られ、より高品質の農作物の生産が可能となる。このことから、町の主要品目である米のブランド化を行うことにより、ブランド米の町全体の農業産出額に占める割合が増加することとなる。

5-2 法第四章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

公共下水道……………平成 15 年 11 月 21 日認可取得済

[事業主体]

熊本市

[施設の種類]

公共下水道

浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

公共下水道 熊本市植木町仁連塔地区

浄化槽 公共下水道認可区域及び農業集落排水事業区域を除く町内全域

[事業期間]

公共下水道 平成 18 年度～平成 20 年度

浄化槽 平成 18 年度～平成 22 年度

[整備量]

公共下水道 $\phi 150$ 1, 400. 0m

浄化槽 合計 675 基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 仁連塔地区で 300 人、浄化槽で 2, 500 人。

[事業費]

公共下水道 事業費 168, 000 千円（うち交付金 84,

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

公共下水道……………平成 15 年 11 月 21 日認可取得済

[事業主体]

熊本県鹿本郡植木町

[施設の種類]

公共下水道

浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

公共下水道 植木町仁連塔地区

浄化槽 公共下水道認可区域及び農業集落排水事業区域を除く町内全域

[事業期間]

公共下水道 平成 18 年度～平成 20 年度

浄化槽 平成 18 年度～平成 22 年度

[整備量]

公共下水道 $\phi 150$ 1, 400. 0m

浄化槽 合計 675 基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 仁連塔地区で 300 人、浄化槽で 2, 500 人。

[事業費]

公共下水道 事業費 168, 000 千円（うち交付金 84,

０００千円)

単独事業費３２，０００千円

浄化槽 事業費２６１，６９０千円（うち交付金 ８７，２
３０千円)

合計 事業費４２９，６９０千円（うち交付金 １７１，
２３０千円)

単独事業費３２，０００千円

５－３ その他の事業

○子どもエコクラブ助成事業

熊本市教育委員会において、植木町内小・中学校各１校に対し、子どもエコクラブ活動助成を目的に児童生徒に対する活動助成金を交付する。

活動の内容については、環境問題全般に渡るが、「各種資源の節約に関すること」、「ごみ問題に関すること」等を題材に調査研究し、成果発表を行う。

これにより、環境問題について広く住民に問題提起することができる。

○農業振興への取り組み

植木町の農産物による特産品作りを基に、ブランド化を図り、農業の活性化を推進する。

具体的には、地域特性に合わせた基幹作物（米、スイカ、メロン等）なかでも米のブランド化を推進し農業産出額に占める割合を向上させ

０００千円)

単独事業費３２，０００千円

浄化槽 事業費２６１，６９０千円（うち交付金 ８７，２
３０千円)

合計 事業費４２９，６９０千円（うち交付金 １７１，
２３０千円)

単独事業費３２，０００千円

５－３ その他の事業

○子どもエコクラブ助成事業

植木町教育委員会において、町内小・中学校各１校に対し、子どもエコクラブ活動助成を目的に児童生徒に対する活動助成金を交付する。

活動の内容については、環境問題全般に渡るが、「各種資源の節約に関すること」、「ごみ問題に関すること」等を題材に調査研究し、成果発表を行う。

これにより、環境問題について広く住民に問題提起することができる。

○農業振興への取り組み

植木町の農産物による特産品作りを基に、ブランド化を図り、農業の活性化を推進する。

具体的には、地域特性に合わせた基幹作物（米、スイカ、メロン等）なかでも米のブランド化を推進し農業産出額に占める割合を向上させる。

<p>る。</p> <p>6. 計画期間 平成18年度～平成22年度</p> <p>7. 目標の達成状況に係る評価 計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。 また、必要に応じて事業の総合評価を行うため、市、地元関係区、議会代表及び有識者で構成する下水道運営審議会にて、施設の整備状況等について評価・検討を行う。</p> <p>8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 該当なし。</p>	<p>6. 計画期間 平成18年度～平成22年度</p> <p>7. 目標の達成状況に係る評価 計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。 また、必要に応じて事業の総合評価を行うため、町、地元関係区、議会代表及び有識者で構成する下水道運営審議会にて、施設の整備状況等について評価・検討を行う。</p> <p>8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項 該当なし。</p>
---	---